

○大府市成人式実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新成人の社会人としての自覚を促すことを目的として、新成人自らの手で大府市成人式を企画運営する大府市成人式実行委員会に対し交付する大府市成人式実行委員会交付金(以下「交付金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市成人式実行委員会とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付対象となる経費は、大府市成人式の企画及び運営に要する次に掲げる経費のうち、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費に限る。)
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料
- (6) 賃借料

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める。ただし、交付対象経費の総額から当該交付対象経費に充てる他の収入を差し引いた額を超えない金額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。